

中間前金払と部分払の選択について

さいたま市水道局
業務部 管財課

請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が3月を越える工事については、中間前金払と部分払のいずれかを選択していただくことになります。

落札者は、契約書受領前に工事所管課と支払い方法について協議し、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（以下「届出書」）に必要事項を記入の上、水道局業務部管財課に提出し、契約書、約款等を受取ってください。

注1） 契約締結時に中間前金払を選択した場合は、部分払の請求はできません。（ただし、継続費等の2年以上にわたる契約については、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができます。）

注2） 部分払を選択した場合は、中間前金払の請求はできません。

注3） 契約締結後の選択内容の変更はできません。

注4） 中間前金払を請求するにあたっては、同工事において前金払の支払いを受けている必要があります。

【参考】

- さいたま市水道局公共工事中間前金払要綱

第2条 中間前金払は、請負代金額500万円以上で、かつ、工期が2月を越える土木建築に関する工事を対象とする。

- さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱

第58条 （略）

- (1) 部分払をすることができるのは、工事期間が3月を超える建設工事の請負契約とし、当該工事期間が3月を超えるごとに1回の支払いをすることができるものとする。
- (2) （略）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

（あて先）

さいたま市水道事業管理者 様

受注者 住所
氏名

下記の工事については、 $\left(\begin{array}{c} \text{中間前金払} \\ \text{部 分 払} \end{array} \right)$ を選択します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金

注 1）中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択して下さい。

注 2）契約締結後は、内容の変更はできません。